

# 令和3年8月11日からの大雨による災害 に関して電気料金の災害特別措置について

令和3年8月11日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたことから、島根県(江津市等)、広島県(広島市等)、福岡県(久留米市)、佐賀県(武雄市等)に対し災害救助法が適用されました。

中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、九州電力株式会社及び九州電力送配電株式会社から、災害救助法適用地域において、被災した需要家等に対する災害特別措置として、約款以外の供給条件について特別措置(料金の支払期日の延長等)を実施するために必要となる認可申請を受け、電力・ガス取引監視等委員会の意見も踏まえ、本日、特別措置の認可を行いました。

当該災害特別措置については、災害救助法が適用された日より適用されます。また、同社の管内において、仮に今後、追加で災害救助法が適用された地域があった場合についても、当該災害特別措置の対象となります。詳しくは各社のHPを御覧ください。

中国電力株式会社 (<https://www.energia.co.jp/press/2021/13355.html>)

中国電力ネットワーク株式会社 (<https://www.energia.co.jp/nw/press/2021/13354.html>)

九州電力株式会社 ([http://www.kyuden.co.jp/press\\_h210818b-1.html](http://www.kyuden.co.jp/press_h210818b-1.html))

九州電力配電株式会社 ([https://www.kyuden.co.jp/td\\_press\\_2021\\_210818.html](https://www.kyuden.co.jp/td_press_2021_210818.html))

(別紙)

特定小売供給約款についての特別措置の概要  
(中国電力株式会社)

災害救助法が適用された市町村とその隣接する地域において被災した需要家から以下のいずれかの項目について申出があった場合、当該措置を適用する。

① 電気料金の支払期日の延長

被災した需要家の令和3年7月(支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。)、8月、9月及び10月料金計算分の電気料金の支払期日を各々1ヶ月間延長する。

② 不使用月の電気料金免除

被災した需要家が被災時から引き続き全く電気を使用しない場合は、当該需要家の被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6ヶ月間に限り、電気料金を免除する。

③ 使用不能設備に相当する基本料金の免除

被災した需要家(従量電灯B、臨時電灯C、公衆街路灯C、低圧電力、臨時電力及び農事用電力の需要家に限る。)で、電気設備が災害のため、復旧まで一時使用不能となったものについては、令和4年2月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

託送供給等約款についての特別措置の概要  
(中国電力ネットワーク株式会社)

災害救助法が適用された市町村とその隣接する地域において被災した需要家に対して電気の供給を行う契約者から以下のいずれかの項目について申出があった場合、当該措置を適用する。

① 接続送電サービス料金等の料金算定日の延長

被災した需要家の供給地点に係る接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金及び予備送電サービス料金の令和3年7月(支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。)、8月、9月及び10月料金計算分の料金算定日を各々1ヶ月間延長する。

② 不使用月の接続送電サービス料金等の免除

被災した需要家の供給地点において、被災時から引き続き全く電気を使用しない場合は、当該需要家の被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6ヶ月間に限り、接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金及び予備送電サービス料金を免除する。

③ 工事費負担金の免除

被災した需要家の供給地点において、被災時から引き続き全く電気を使用しないで、契約者が需要家の供給地点に係る接続供給を廃止し、その後新たに接続供給の申込みを行った場合で、その申込みが令和4年2月末日までに行われ、かつ、その申込みが被災時の需給契約又は当該供給地点に係る接続供給の契約電力を超えないときは、その工事費負担金を免除する。

④ 臨時工事費の免除

被災した需要家の供給地点において、再建等のため、臨時接続送電サービスの申込みを行った場合で、その申込みが令和4年2月末日までに行われるときは、その臨時工事費を免除する。

⑤ 使用不能設備に相当する基本料金の免除

被災した需要家の供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては、令和4年2月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金及び臨時接続送電サービス料金の基本料金並びに予備送電サービス料金を免除する。

⑥ 引込線等取付位置変更に係る費用の免除

被災した需要家の供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置及び通信設備等の取付位置の変更の申込みを行った場合で、その申込みが令和4年2月末日までに行われ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

特定小売供給約款についての特別措置の概要  
(九州電力株式会社)

災害救助法が適用された市町村とその隣接する地域において被災した需要家から以下のいずれかの項目について申出があった場合、当該措置を適用する。

① 電気料金の支払期日の延長

被災した需要家の令和3年7月(支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。)、8月、9月および10月料金計算分の電気料金の支払期日を各々1ヶ月間延長する。

② 不使用月の電気料金免除

被災した需要家が被災時から引き続き全く電気を使用しない場合は、当該需要家の被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6ヶ月間に限り、電気料金を免除する。

③ 工事費負担金の免除

被災した需要家が被災時から引き続き全く電気を使用しないで、需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行った場合で、その申込みが令和4年2月末日までに行われ、かつ、その申込みの内容が次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。

- (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。
- (2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量又は契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備、契約電流、契約容量又は契約電力を超えないこと。

④ 臨時工事費の免除

被災した需要家が被災後、臨時電灯又は臨時電力の申込みを行う場合で、その申込みが令和4年2月末日までに行われるときは、その臨時工事費を免除する。

⑤ 使用不能設備に相当する基本料金の免除

被災した需要家(従量電灯C、臨時電灯C、公衆街路灯B、低圧電力、臨時電力及び農事用電力の需要家に限る。)で、電気設備が災害のため、復旧まで一時使用不能となったものについては、令和4年2月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

⑥ 引込線等取付位置変更に係る費用の免除

被災した需要家が被災後、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信装置及び電流制限器等の取付位置の変更の申込みを行った場合で、その申込みが令和4年2月末日までに行われ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

託送供給等約款についての特別措置の概要  
(九州電力送配電株式会社)

災害救助法が適用された市町村とその隣接する地域において被災した需要家に対して電気の供給を行う契約者から以下のいずれかの項目について申出があった場合、当該措置を適用する。

① 接続送電サービス料金等の料金算定日の延長

被災した需要家の供給地点に係る接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金及び予備送電サービス料金の令和3年7月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。）、8月、9月及び10月分料金計算分の料金算定日を各々1ヶ月間延長する。

② 不使用月の接続送電サービス料金等の免除

被災した需要家の供給地点において、被災時から引き続き全く電気を使用しない場合は、当該需要家の被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6ヶ月間に限り、接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金及び予備送電サービス料金を免除する。

③ 工事費負担金の免除

被災した需要家の供給地点において、被災時から引き続き全く電気を使用しないで、契約者が需要家の供給地点に係る接続供給を廃止し、その後新たに接続供給の申込みを行った場合で、その申込みが令和4年2月末日までに行われ、かつ、その申込みが被災時の需給契約又は当該供給地点に係る接続供給の契約電力を超えないときは、その工事費負担金を免除する。

④ 臨時工事費の免除

被災した需要家の供給地点において、再建等のため、臨時接続送電サービスの申込みを行った場合で、その申込みが令和4年2月末日までに行われるときは、その臨時工事費を免除する。

⑤ 使用不能設備に相当する基本料金の免除

被災した需要家の供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては、令和4年2月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金及び臨時接続送電サービス料金の基本料金並びに予備送電サービス料金を免除する。

⑥ 引込線等取付位置変更に係る費用の免除

被災した需要家の供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信設備及び電流制限器等の取付位置の変更の申込みを行った場合で、その申込みが令和4年2月末日までに行われ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。



8月18日 17時00分公表

令和3年8月18日  
内閣府（防災担当）

## 令和3年8月11日からの大雨による災害にかかる 災害救助法の適用について【第9報】

### 1. 災害の概要

令和3年8月11日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、全国で6県21市町村に災害救助法の適用を決定した。

	自治体名	市	町	村	計
1	長野県	2	3	1	6
2	島根県	1	2	0	3
3	広島県	3	1	0	4
4	福岡県	<u>3</u>	0	0	<u>3</u>
5	佐賀県	2	1	0	3
6	長崎県	<u>2</u>	0	0	<u>2</u>
6県合計		<u>13</u>	7	1	<u>21</u>

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p><b>【長野県】</b>  <b>岡谷市</b>  (おかやし)  <b>諏訪市</b>  (すわし)  <b>上伊那郡辰野町</b>  (かみいなぐんたつのまち)  <b>木曾郡上松町</b>  (きそぐんあげまつまち)  <b>木曾郡王滝村</b>  (きそぐんおうたきむら)  <b>木曾郡木曾町</b>  (きそぐんきそまち)</p>	8月15日	8月11日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用
<p><b>【島根県】</b>  <b>江津市</b>  (ごうつし)</p> <hr/> <p><b>邑智郡川本町</b>  (おおちぐんかわもとまち)  <b>邑智郡美郷町</b>  (おおちぐんみさとちょう)</p>	8月12日  8月13日	8月11日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用
<p><b>【広島県】</b>  <b>広島市（全区）</b>  (ひろしまし)  <b>三次市</b>  (みよしし)  <b>安芸高田市</b>  (あきたかたし)  <b>山県郡北広島町</b>  (やまがたぐんきたひろしまちょう)</p> <p><b>【福岡県】</b>  <b>久留米市</b>  (くるめし)  <b>八女市</b>  (やめし)  <b>みやま市</b>  (みやまし)</p>	8月12日	8月11日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>【佐賀県】</p> <p>武雄市 (たけおし)</p> <p>嬉野市 (うれしのし)</p> <p>杵島郡大町町 (きしまぐんおおまちちょう)</p> <p>【長崎県】</p> <p>雲仙市 (うんぜんし)</p> <p>南島原市 (みなみしまばらし)</p>	8月12日	<p>8月11日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</p>	<p>災害救助法施行令第1条第1項第4号適用</p>

## 2. これまでにとられた措置

- ・ 避難所の設置 等

本件問合せ先  
 内閣府政策統括官（防災担当）付  
 参事官（被災者生活再建担当）付  
 阿部、森戸、柚上、戸倉、山地  
 TEL 03-5253-2111（内線51276）  
 03-3503-9394（直通）



# 災害救助法（S22年法118）の概要

※平成25年度厚生労働省から内閣府に移管。

「災害対策基本法」を中心に、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みの中で、「**災害救助法**」は、**発災後の応急期における応急救助に対応するための法律**である。

## ■ 災害が発生した場合の対応



## ■ 災害が発生するおそれがある場合の対応



## 1. 制度概要

- (1) 災害救助法に基づく救助は、都道府県知事等の行う「**法定受託事務**」である。
- (2) 都道府県知事等が適用基準に該当する市町村において現に救助を必要とする者に行う。（法第2条第2項）
  - ① 災害により一定数以上の住家の滅失（全壊）が生じた場合（令第1条第1項第1号～第3号）
  - ② 多数の者に生命又は身体への危害が生じ継続的な救助が必要な場合等（令第1条第1項第4号）
- (3) 災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策本部が設置され、その所管区域が告示されたときは、都道府県知事等が、当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に救助を行うことができる。（法第2条第2項）

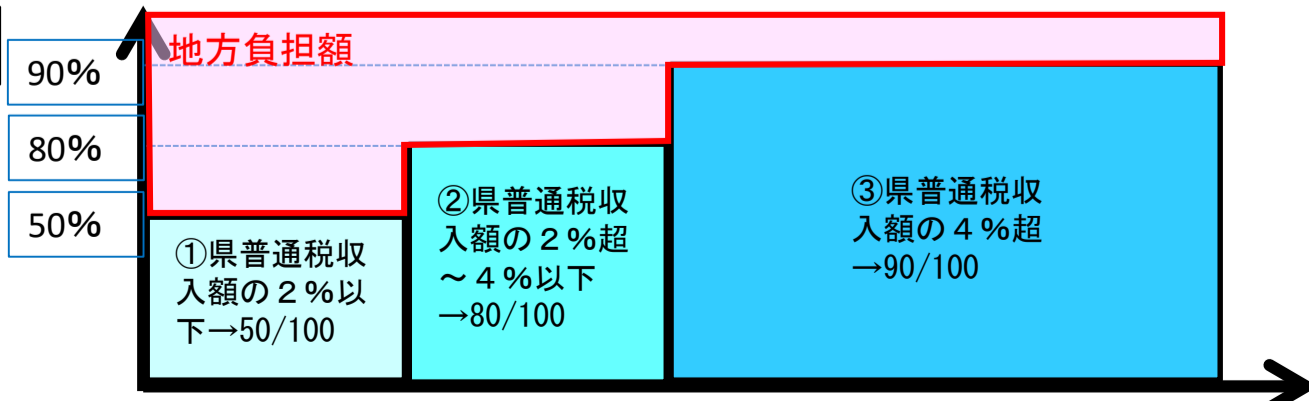
		市町村（基礎自治体）	都道府県
救助法を適用しない場合		<b>救助の実施主体</b> （基本法5条）	救助の後方支援、総合調整（基本法4条）
救助法を適用した場合	救助の実施	都道府県の補助（法13条2項）	<b>救助の実施主体</b> （法2条） （救助実施の区域を除く（法2条の2））
	事務委任	<b>事務委任を受けた救助の実施主体</b> （法13条1項）	救助事務の一部を市町村に委任可 （法13条1項）
	費用負担	費用負担なし（法21条）	掛かった費用の最大100分の50 （残りは国が負担）（法21条）

## 2. 救助の種類、程度、方法及び期間

(1) 避難所の設置（S22～）	(5) 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与（S22～）	(9) 学用品の給与（S22～）
(2) 応急仮設住宅の供与（S28～）	(6) 医療及び助産（S22～）	(10) 埋葬（S22～）
(3) 炊き出しその他による食品の給与（S22～）	(7) 被災者の救出（S28～）	(11) 死体の捜索・処理（S34～）
(4) 飲料水の供給（S28～）	(8) 住宅の応急修理（S28～）	(12) 障害物の除去（S34～）

- **一般基準**：救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、**内閣総理大臣が定める基準**（※）に従い、あらかじめ、都道府県知事等が、これを定める。（※平成25年内閣府告示第228号）
- **特別基準**：一般基準では救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、**内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、特別基準**（※）を定めることができる。（※令第3条第2項）

## 3. 国庫負担



例：普通税収入約1000億円の自治体において、救助費用100億円が生じた場合  
 国庫負担額 = ①（20億円の50%） + ②（20億円の80%） + ③（残り60億円の90%） = 計80億円